

# 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令案について

## 1 改正の趣旨

牛海綿状脳症（BSE）の国内での発生に伴い、平成13年10月1日、農林水産省において飼肥料用の肉骨粉等を含む飼肥料の製造・販売の一時停止を平成13年10月4日から行う旨を発表した。これに伴い、従来、飼肥料原料であった肉骨粉等について、廃棄物として処理することとなった。

これを受けて、環境省においては、製品として売れ残った肉骨粉が事業系の一般廃棄物であることを明らかにした。しかしながら、廃棄物の収集運搬には廃棄物処理法上の許可が必要であるところ（とりわけ、化製場と処理を引き受ける処理施設が同一市町村内にない場合、それぞれの市町村の許可が必要となる）、当該肉骨粉を運搬しうる廃棄物収集運搬業者がいないといった事情から、円滑かつ確実な処理が滞るおそれがあったため、「一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」（平成13年環境省令第34号。以下「特例省令」という。）を制定し、当該廃肉骨粉の収集・運搬について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の許可を不要とする特例を設けた。

当初は、当該特例措置を講ずる期間がどの程度必要であるかが不明であったことから、2年間に限り特例措置を講ずることとしていたが、その後も廃肉骨粉の利用規制が緩和されず、引き続き特例措置を講ずる必要が生じたことから、これまで5回の告示改正を行い、失効時期を順次延長してきた。

食品安全委員会は、本年5月に公表した「プリオン評価書（牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品影響評価②）」において、廃肉骨粉の利用規制について「生産された反すう動物由来肉骨粉は、セメント工場でセメントに加工利用されるか、廃棄物処理工場等で焼却されており、国内に流通していない」とし、「BSE発生を制御するための日本の飼料規制等が、極めて有効に機能している」とした上で、「飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後BSEが発生する可能性はほとんどないものと考えられる」としている。すなわち、廃肉骨粉の飼料への利用等については引き続き制限される必要がある旨の評価がなされた。したがって、引き続き廃肉骨粉のセメント工場での円滑な処理を図る必要がある。

また、上記「プリオン評価書」において、生残している高齢牛（平成14年1月以前に出生した牛）の中に、極めて低い確率とはいえ、BSEに感染している牛が残っている可能性があることは完全に否定できない、との評価が行われた。当該高齢牛は現時点で約95千頭飼養されているが、5年後（平成30年度末）には9千頭（現時点の約1/10）まで減少すると見込まれる。

このような状況にかんがみ、今般、特例省令の失効の時期を平成31年3月31日まで延長するものである。

## 2 改正の内容

特例省令の失効の時期を平成31年3月31日まで延長することとする。

## 3 今後の予定

平成26年2月中に公布（公布日施行）

### 【参考】処理の現状について

セメント工場における廃肉骨粉の処理について再生利用認定制度の対象としており、平成24年度において焼却処分した廃肉骨粉9.7万トンのうち62%以上がセメント工場において再生利用されているという状況。

これは廃肉骨粉が、セメント工場において高温焼成を行なうための材料として需要が高いこと、かつ、その生じた灰についても、一般廃棄物処理施設と異なり焼却灰をそのままセメントの原材料として利用されるため二次廃棄物が発生しないというメリットもあること等による。